

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【公開番号】特開2019-216716(P2019-216716A)

【公開日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【年通号数】公開・登録公報2019-052

【出願番号】特願2019-120643(P2019-120643)

【国際特許分類】

C 1 2 Q	1/6886	(2018.01)
A 6 1 K	31/454	(2006.01)
C 1 2 Q	1/6883	(2018.01)
C 1 2 Q	1/02	(2006.01)
A 6 1 K	31/517	(2006.01)
A 6 1 K	31/5377	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
G 0 1 N	33/15	(2006.01)
G 0 1 N	33/50	(2006.01)
G 0 1 N	33/53	(2006.01)

【F I】

C 1 2 Q	1/6886	Z
A 6 1 K	31/454	
C 1 2 Q	1/6883	Z
C 1 2 Q	1/02	
A 6 1 K	31/517	
A 6 1 K	31/5377	
A 6 1 P	1/16	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	35/02	
A 6 1 K	45/00	
G 0 1 N	33/15	Z
G 0 1 N	33/50	Z
G 0 1 N	33/53	D
G 0 1 N	33/53	M

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月13日(2019.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

化合物が抗腫瘍剤として有効であるかどうかを決定する方法であつて：

(a) 第1の細胞を該化合物と接触させること；

ここで、任意に、該細胞は癌細胞であるか、又は任意に、該細胞は免疫細胞であり；

(b) 工程(a)の該第1の細胞から第1の試料を得ること；

(c) 該第1の試料中のバイオマーカーのレベルを決定すること；及び

(d) 工程(c)の該バイオマーカーのレベルを参考試料中のバイオマーカーのレベルと比較することを含み、ここで、該参考試料中のものと比較したときの該第1の試料中の該バイオマーカーレベルの変化が、抗腫瘍剤としての該化合物の効力を示し、

該バイオマーカーがZFP91である、前記方法。

【請求項2】

前記バイオマーカーのレベルが、該バイオマーカーのRNA又はDNAレベルを決定することにより測定される、請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記バイオマーカーのレベルが、該バイオマーカーのmRNAレベルを決定することにより測定される、請求項2記載の方法。

【請求項4】

前記バイオマーカーのレベルが、該バイオマーカーのcDNAレベルを決定することにより測定される、請求項2記載の方法。

【請求項5】

前記バイオマーカーのレベルが、該バイオマーカーのタンパク質レベルを決定することにより測定される、請求項1記載の方法。

【請求項6】

前記第1の試料が、腫瘍生検材料、節生検材料、又は骨髓、脾臓、肝臓、脳、もしくは乳房由来の生検材料から得られる、請求項1～5のいずれか一項記載の方法。

【請求項7】

前記癌が、びまん性大細胞型B細胞リンパ腫(DLBCL)である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法。

【請求項8】

前記癌が、多発性骨髓腫(MM)である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法。

【請求項9】

前記癌が、骨髓異形成症候群(MDS)である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法。

【請求項10】

前記MDSが、染色体5qの欠失(de1(5q))を有するMDSである、請求項9記載の方法。

【請求項11】

前記癌が、急性骨髓性白血病(AML)である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法。

【請求項12】

前記癌が、マントル細胞リンパ腫(MCL)である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法

。

【請求項13】

前記癌が、濾胞性リンパ腫(FL)である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法。

【請求項14】

前記癌が、急性骨髓芽球性白血病(AML)である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法

。

【請求項15】

前記癌が、慢性リンパ球性白血病(CLL)である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法

。

【請求項16】

前記癌が、非ホジキンリンパ腫(NHL)である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法。

【請求項17】

前記癌が、有毛細胞白血病である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法。

【請求項18】

前記癌が、慢性骨髓性白血病(CML)である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法。

【請求項19】

前記癌が、AIDS関連カポジ肉腫である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法。

【請求項20】

前記癌が、悪性黒色腫である、請求項1～6のいずれか一項記載の方法。

【請求項21】

前記化合物が、セレブロン結合化合物である、請求項1～20のいずれか一項記載の方法。

【請求項22】

前記化合物が、レナリドマイド、ポマリドマイド、サリドマイド、3-(5-アミノ-2-メチル-4-オキソ-4H-キナゾリン-3-イル)-ピペリジン-2,6-ジオン(化合物A)、又は3-(4-((4-モルホリノメチル)ベンジル)オキシ)-1-オキソイソインドリン-2-イル)ピペリジン-2,6-ジオン(化合物B)、又はその医薬として許容し得る塩、溶媒和物、水和物、共結晶、包摂化合物、もしくは多形である、請求項21記載の方法。

【請求項23】

前記化合物が、レナリドマイド、又はその医薬として許容し得る塩、溶媒和物、水和物、共結晶、包摂化合物、もしくは多形である、請求項22記載の方法。

【請求項24】

前記化合物が、ポマリドマイド、又はその医薬として許容し得る塩、溶媒和物、水和物、共結晶、包摂化合物、もしくは多形である、請求項22記載の方法。

【請求項25】

前記化合物が、サリドマイド、又はその医薬として許容し得る塩、溶媒和物、水和物、共結晶、包摂化合物、もしくは多形である、請求項22記載の方法。

【請求項26】

前記化合物が、化合物A、又はその医薬として許容し得る塩、溶媒和物、水和物、共結晶、包摂化合物、もしくは多形である、請求項22記載の方法。

【請求項27】

前記化合物が、化合物B、又はその医薬として許容し得る塩、溶媒和物、水和物、共結晶、包摂化合物、もしくは多形である、請求項22記載の方法。